

災害応急用ポンプ貸出に関するQ & A

**Q：災害応急用ポンプの土地改良機械器具無償借受申請書を提出する前の相談は
何処にすればいいですか。**

**A：土地改良技術事務所をお願いします。なお、貸出に関する質問・相談は、土
地改良技術事務所の他、設計課（治水関係を含む）、防災課（災害関係）、
でも受付しております。**

また、各県土地改良事業団体連合会・都県・国営事業所・土地改良調査管
理事務所を通して相談することも考えられます。

なお、貸出の手続きに関する申請書等の作成方法、提出方法については、
土地改良技術事務所に質問・相談ください。

Q：休日・祝日、夜間の対応は可能ですか。

**A：対応可能な体制は確保していますので、休日・祝日、夜間の問合せについては、
ホームページの問合せ先にご連絡ください。**

**Q：連絡をしてからどのくらいで、貸出してもらえますか。また、どのくらいの
期間、貸出してもらえますか。**

**A：その時の状況にもよりますが、各担当者に連絡が取れ、状況が確認できれば
速やかに貸出することも可能になります。また、貸出期間は、原則として貸付
開始の日から1年以内となっています。**

Q：貸出にともなう費用負担はどのようなものがありますか。

**A：貸付は無償で行っております。なお、運搬、据付、運転、管理はすべて借受
者負担となります。ただし、地方公共団体に設置された災害対策本部（治水
対策本部等を含む）からの要請による貸出については、運搬に係る手続き及
び費用を国で負担する場合があります。また、運搬車両手配（費用借受者負
担）の支援も行っています。**

なお、良善な運搬、据付、運転、管理における器具損傷以外の損傷や盗難
等による亡失の際は、修繕、損害費用を負担していただく場合があります。

Q：災害（洪水、治水）以外でも貸出はできますか。

**A：災害（洪水、治水）を理由した貸出が基本となりますが、社会的影響が大き
いその他の事象を理由として貸出可能となる場合もあるため、お問い合わせせ
下さい。**

Q：災害時（洪水、渇水）に借りる場合、どの位の期間、貸出可能ですか。

A：応急対策ができるまでの貸出を基本としていますので、複数年の連続貸出はご遠慮ください。

なお、他地区で大規模な災害等優先順位の高い事案が発生した場合は、一旦引き上げて貸し出す場合もありますので、早めの対策検討をお願いします。

Q：陸上ポンプと水中ポンプの使い分けについて教えてください。

A：陸上ポンプは電源確保が難しい場所での使用や運転に関して資格がいらないので早急にポンプ運転をしたい場合に適しています。

水中ポンプは、電源の確保ができる場所（発電機の貸出も可能）が条件となります。発電機を使用する場合、設置、運転、管理において手続き及び資格が必要となります。

問合せの際に現地の状況ができるだけ判るように連絡下さい。最初、陸上ポンプを使用した後に、水中ポンプに切り替えることも考えられます。

Q：運搬用トラックの手配はしてもらえますか。

A：運搬費用は借受者の負担を原則としていますが、費用負担の確約ができれば、埼玉県トラック協会川口支部と覚書を結んでおりますので、手配は可能です。
なお、夜間及び休日に関しては、手配に時間がかかることも想定されますので借受人による運搬の手配ができると早い場合もあります。

Q：運搬費の負担はどのような場合に負担してもらえますか。

A：運搬費用は借受者の負担を原則としています。ただし、地方公共団体に設置された災害対策本部（渇水対策本部等を含む）からの要請による貸出については、運搬に係る手続き及び費用を国で負担する場合があります。

Q：発電機の貸出時に必要となる資格及び手続きはありますか。

A：貸出時に必要となる資格はありません。ただし、水中ポンプを運転するための発電機（建設現場等で使用される可搬型の発電設備等）は、電気事業法では自家用工作物として取り扱われるため、電気事業法の規制を受け、国への手続き等が必要となります。

発電機を設置するにあたり必要な手続きと届出先については、関東東北産業保安監督部ホームページ内の「移動用電気工作物に関する手続きの方法」を参照ください。